

中継ポンプ施設水路施設沈砂清掃業務委託特記仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

本特記仕様書に定めのない事項（業務計画書等）については、河川・水路等維持管理業務共通仕様書に準じるものとする。

1. 件 名 中継ポンプ施設水路施設沈砂清掃業務委託
2. 業務目的 本業務は、市内に設置されている中継・仮設ポンプのポンプピット内に堆積した沈砂を清掃・除去し、ポンプによる排水機能を正常に保つことを目的とする。
3. 委託場所 市川市大町430番地先 大町中継第1ポンプ施設 外70箇所
(※別紙1中継ポンプ等一覧表、別紙2中継ポンプ案内図を参照のこと)
4. 委託期間 契約日の翌日～令和9年3月31日
5. 産業廃棄物の種類及び数量
委託者が収集運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種 類	無機性汚泥
予定数量	150 m ³
6. 処分の場所の所在地、方法
処分業者：有限会社 平澤興業（埼玉県越谷市大間野町四丁目212番地3）
処 分 先：市川市塩浜二丁目27番
処分方法については、契約の際に契約書に明記するものとする。
7. 業務内容
 - (1) 受託者は、委託場所に堆積した沈砂を清掃すること。
 - (2) 受託者は、廃棄物情報（別紙4）に示す産業廃棄物汚泥を処分先へ搬出するものとする。この場合の収集運搬時間は、9時から17時までとし産業廃棄物の多少にかかわらず全量を適切に収集運搬するものとする。
受託者は、産業廃棄物の運搬に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
 - (3) 受託者は、産業廃棄物を処分先に搬出する前に土壌分析（平成3年度環境庁告示第

46号に基づく分析、トリクロロエチレン等溶出試験 28 項目及びヒ素等含有量試験 2 項目)を行い、処分先に検査結果を提出すること。

※

(3) 産業廃棄物の収集運搬の方法

- ア) 収集運搬に当たっては、飛散流出しないようにすること。
- イ) 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ウ) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- エ) 収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- オ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- カ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、特記仕様書によるものとする。

(4) 事業の透明性について

受託者は、「5.産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物について、別紙2に定める事業の透明性に係る情報を業務開始前に委託者に提出すること。ただし、やむを得ない理由により提出できない情報がある場合は、当該情報を提出できない理由を書面等により、委託者へ説明し、承諾を得ること。なお、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者の提出は不要とする。

8. 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項
- (3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項
- (4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン

受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものに限る。)

- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
- (6) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第五条第一項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
- (7) その他取り扱う際に注意すべき事項

9. 収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

10. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) マニフェストについては携帯するものとする。
- (2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、特記仕様書によるものとする。
- (4) 電子マニフェストの利用を希望する場合は、委託者と協議すること。

11. 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- (2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものと

する。

1 2. 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了の日から10日以内に完了届（様式1）を委託者に提出するものとする。なお、提出日は、契約期間を超えてはならない。

1 3. 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

1 4. 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

1 5. その他

- (1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

河川・水路等維持管理業務共通仕様書

1 適用範囲

- (1) 河川・水路等維持管理業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市（以下、「委託者」という。）が発注する河川、水路、調整池および関連する施設等における除草、刈込、剪定、浚渫、清掃および害虫防除等の維持管理業務を委託する場合の業務内容その他必要な事項を定めるものとし、もって適正な執行を確保するものとする。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書および設計図書のいずれかにより定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 特記仕様書がある場合は、特記仕様書に記載している内容を優先するものとする。なお、共通仕様書と特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。
- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督職員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定める作業の変更、中止を行う場合は、この限りではない。

2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (5) 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (6) 「共通仕様書」とは、当該業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- (8) 「協力者」とは、受託者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (9) 「監督職員」とは、契約の履行についての受託者に対する指示、承諾または協議を行う権限を有する者をいう。

3 業務責任者の適正な配置

- (1) 受託者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該作業現場に業務責任者を配置し、受託業務の管理および統括を行わなければならない。
- (2) 業務責任者は、当該業務についての高度な技能および判断力ならびに指導力を有し、実務経験が3年以上の者とする。なお、業務責任者は当該受託者と直接的かつ恒常

的な雇用関係にある者とする。

- (3) 業務責任者は、業務内容を総合的に把握し、次の事項を含む管理業務を常時継続的に行うものとする。

ア) 業務を円滑に実施するために委託者との打合せ・協議および関係機関との連絡・調整を行うものとする。

イ) 業務を適切に行える業務従事者を人選し、能力に応じた配置を行うものとする。

ウ) 業務計画を立案し、業務を直接行う者（以下「業務従事者」という。）に業務の目的および業務内容の周知を図るものとする。

エ) 業務の実施においては、業務従事者を指揮し、現場状況に応じた指導・教育を行うものとする。

オ) 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令を遵守するとともに、業務従事者への安全衛生管理および第三者に対する安全衛生に関する配慮を行うものとする。

- (4) 業務責任者は市民からの問い合わせや要望・意見（以下「要望等」という。）があった時は誠実に対応するものとする。この要望等が受託業務の範囲内と判断した場合は、速やかに対応するものとする。また、受託業務外の要望等あるいは業務責任者が判断できない要望等の場合は、その要望等を当日中に監督職員に連絡し、指示を受けるものとする。

4 再委託

- (1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。

ア) 受託者が再委託業務について「業務計画の作成」、「工程管理」、「出来形・品質管理」、「完了検査」、「安全管理」、「協力者への指導監督」等について主体的な役割を現場で果たすこと。

イ) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。

ウ) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

5 土地への立入り

受託者は、当該業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立入る場合は、監督職員および関係者と十分な協議を行い、業務を円滑に履行するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員へ報告し、指示を受けなければならない。

6 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内かつ、業務開始までに計画工程表、作業方法、安全管理その他次の各号に掲げる事項を盛り込んだ業務計画書を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得ること。なお、監督職員に不備を指摘された場合はただちに修正を行い、監督職員の承諾を得てから、業務に取り掛かること。
 - ア) 業務概要
 - イ) 計画工程表
 - ウ) 現場組織表（業務責任者、作業員名簿、業務に必要な資格の控え、施工体制台帳等）
 - エ) 使用機材、車両（車検証の控え等）
 - オ) 主要材料（MSDS等）
 - カ) 作業方法
 - キ) 施工管理計画（出来形管理、品質管理、写真管理等）
 - ク) 安全管理（安全訓練等の実施）
 - ケ) 緊急時の連絡体制（休日の連絡先、救急病院への案内図等）
 - コ) 交通管理（作業帯図、交通規制帯図等）
 - サ) 環境対策
 - シ) 現場作業環境の整備
 - ス) その他当該業務に必要と認める事項
- (2) 受託者は業務計画書を遵守し、受託業務にあたらなければならない。

7 作業の連絡

- (1) 受託者は作業実施にあたり、週間予定表および実施報告書を週初めの8時40分までに監督職員に提出すること。
- (2) 受託者は週間予定表に則って作業を行い、予定の変更がある場合は事前に監督職員に連絡すること。

8 作業写真および成果品

- (1) 受託者は、千葉県写真管理基準に則って写真管理を行うこと。なお、夜間撮影においては高感度（ISO400以上）カメラにて撮影し、作業内容が分かるようにすること。
- (2) 受託者は、前項の作業写真について日々整理を行い監督職員から請求があった場合に、ただちに提示しなければならない。
- (3) 受託者は、業務が完了したときは、成果品として次に掲げる書類および完了届を委託期間満了日までに提出し、検査を受けなければならない。
 - ア) 出来高数量表（平面図、求積図等出来高の分かるものを添付すること）
 - イ) 実施工程表（計画工程表と比較できるもの）
 - ウ) 打ち合わせ記録簿（Eメール・口頭協議・指示も記録簿に残すこと）
 - エ) 作業報告書（作業内容、日時、天候、作業人数、使用機械、氏名等の分かるもの）
 - オ) 各種伝票の写し（主要材料、発生材等）および集計表

- カ) 作業写真（作業前、作業後、作業中がはっきりとわかるもの。なお、写真に日付を写しこむこと）
- キ) 安全教育等記録の写し
- ク) その他当該業務に必要と認めた書類

9 安全等の確保

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、作業着手前までに関連作業員を集めて適切な時間をかけて新規入場者教育および、半日程度かけて当該業務に必要な安全衛生教育を行うこと。また、業務途中で新たに加わる作業員についても同様に教育を行うこと。
- (2) 受託者は作業開始前に作業員全員を集めて、当日の作業内容による安全教育（KYK）等注意点を確認してから作業を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に際して適切な作業帯・交通規制帯の設置および交通誘導員を配置し、作業員の安全確保と共に付近住民、通行人および通行車両等第三者の安全確保に努めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に際しては、労働安全衛生法その他関係法令に基づく措置を講じておくこと。
- (5) 受託者は、業務実施中の安全管理について、適時巡視を行って指導および監督に努めること。
- (6) 上記の安全教育等に関してはすべて記録に残し（日時、内容、参加者、状況写真等）、写しを成果品と合わせて提出すること。

10 損害賠償等

- (1) 受託者は、当該業務の実施に伴って受託者の責に帰すべき理由により第三者に損害を及ぼしたときは損害を賠償しなければならない。
- (2) 業務実施中に事故が起こったときは、ただちに関係機関に通報するとともに、受託者は自らの責任において処理するものとする。
- (3) 前項の場合において、受託者は、事故の経緯について、事故発生後ただちに監督職員に口頭連絡し、その後速やかに書面をもって経過報告すること。

11 緊急時の連絡体制

受託者は、災害等が発生した場合および発生が予測される場合は、臨機の対応がとれるよう緊急時の連絡体制に基づいて、被害を最小限に食い止めるものとする。

12 業務上の配慮事項

- (1) 受託者は、業務従事者の服装や行動について、施行場所の利用者および近隣住民に不快感を与えないように配慮するとともに、業務の実施にあたり、事前に近隣住民や利用者等に案内等の周知を図るものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に際しては、適切な環境対策を実施し、円滑な業務遂行に努めなければならない。

1 3 守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

1 4 その他

- (1) 委託者は受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は委託者より改善を求められた場合は原因追求を行って業務の改善を図り、原因・改善方法について委託者に改善報告書を提出し、承諾を得てから業務の再開をしなければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない業務上必要な軽易な事項については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者からの指示に対しては、迅速な処理を行うとともに、早急に結果を報告するものとする。
- (5) 受託者は、その使用人とは適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 浚渫、清掃、剪定、刈込、除草等による発生材については、それぞれ産業廃棄物または一般廃棄物として収集・運搬および処分を行うものとし、処理施設で適正に処分した旨を示した伝票等を提出しなければならない。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項については、各種共通仕様書等を参考に監督職員と協議し、決定するものとする。

中継ポンプ等一覧表

番号	名 称	設置場所
1	大町中継第1	大町430番地先
2	大町中継第2	大町76番地先
3	大町中継第3	大町1丁目8番地先
4	中国分中継	中国分4丁目9番地先
5	春木川仮設第3	東国分2丁目7番地先
6	春木川仮設第4	曾谷6丁目3番地先
7	春木川仮設第5	宮久保1丁目27番地先
8	春木川仮設第6	曾谷7丁目30番地先
9	春木川仮設第7	曾谷6丁目12番地先
10	春木川仮設第8	曾谷6丁目4番地先
11	春木川仮設第9	曾谷7丁目10番地先
12	春木川仮設第10	曾谷6丁目20番地先
13	春木川仮設第11	東国分2丁目13番地先
14	春木川仮設第12	東国分1丁目21番地先
15	春木川仮設第13	東国分1丁目1634番6号地先
16	国分川仮設第1	国分1丁目21番地先
17	国分川仮設第2	宮久保1丁目25番地先
18	国分川仮設第3	宮久保1丁目25番地先
19	大柏川仮設第7	南大野2丁目1番地先
20	大柏川仮設第8	南大野2丁目2番地先
21	大柏川仮設第9	南大野1丁目2番地先
22	大柏川仮設第10	南大野3丁目3番地先
23	大柏川仮設第13	奉免町83番地先
24	大柏川仮設第14	奉免町175番地先
25	派川大柏川仮設第1	宮久保3丁目11番地先

番号	名 称	設置場所
26	派川大柏川仮設第2	宮久保3丁目13番地先
27	派川大柏川仮設第3	宮久保5丁目2番地先
28	派川大柏川仮設第4	宮久保5丁目3番地先
29	派川大柏川仮設第5	宮久保3丁目5番地先
30	美里苑中継	東菅野4丁目4番地先
31	東菅野マンホールポンプ	東菅野5丁目6番13号地先
32	真間川仮設第1	須和田2丁目6番地先
33	真間川仮設第2	須和田2丁目13番地先
34	真間川仮設第3	須和田2丁目1番地先
35	真間川仮設第4	宮久保3丁目1番地先
36	真間川仮設第5	宮久保1丁目24番地先
37	真間川仮設第6	八幡6丁目10番地先
38	真間川仮設第8	須和田2丁目5番地先
39	真間川仮設第9	宮久保3丁目1番地先
40	真間川仮設第10	宮久保1丁目2番地先
41	八幡6丁目仮設第1	八幡6丁目21番地先
42	曾谷用水仮設第1	宮久保1丁目31番地先
43	曾谷用水仮設第2	宮久保1丁目28番地先
44	曾谷用水仮設第3	曾谷6丁目3番地先
45	大野町3丁目中継	大野町3丁目1857番地先
46	香取マンホールポンプ	香取1丁目5番地先
47	新井中継第2	新井1丁目12番地先
48	相之川中継第3	相之川1丁目3番地先
49	河原中継第1	河原16番11号地先
50	河原中継第2	妙典1丁目15番地先

番号	名 称	設置場所
51	河原中継第3	妙典1丁目16番地先
52	大洲中継	大洲3丁目6番地先
53	大洲中継第2	大洲2丁目10番地先
54	市川南中継	市川南4丁目1番地先
55	新田4丁目中継	新田4丁目17番地先
56	新田2丁目中継	新田2丁目33番地先
57	南八幡3丁目中継	南八幡3丁目14番地先
58	真間川仮設第7	鬼越2丁目16番地先
59	原木地下道	原木1丁目6番地先
60	二俣地下道	二俣717番地先
61	行徳駅前中継	行徳駅前4丁目27番地先
62	田尻中継第1	田尻3丁目9番地先
63	鬼高中継	鬼高2丁目21番地先
64	原木中継第1	原木1丁目12番地先
65	原木中継第3	原木3丁目1番地先
66	原木1丁目仮設	原木1丁目25番地先
67	二俣仮設	二俣768番2号地先
68	北原木中継	原木1丁目2番地先
69	鬼越仮設	鬼越2丁目4番地先
70	原木2丁目中継	原木2丁目4番地先
71	田尻4丁目マンホールポンプ	田尻4丁目8～9番地先

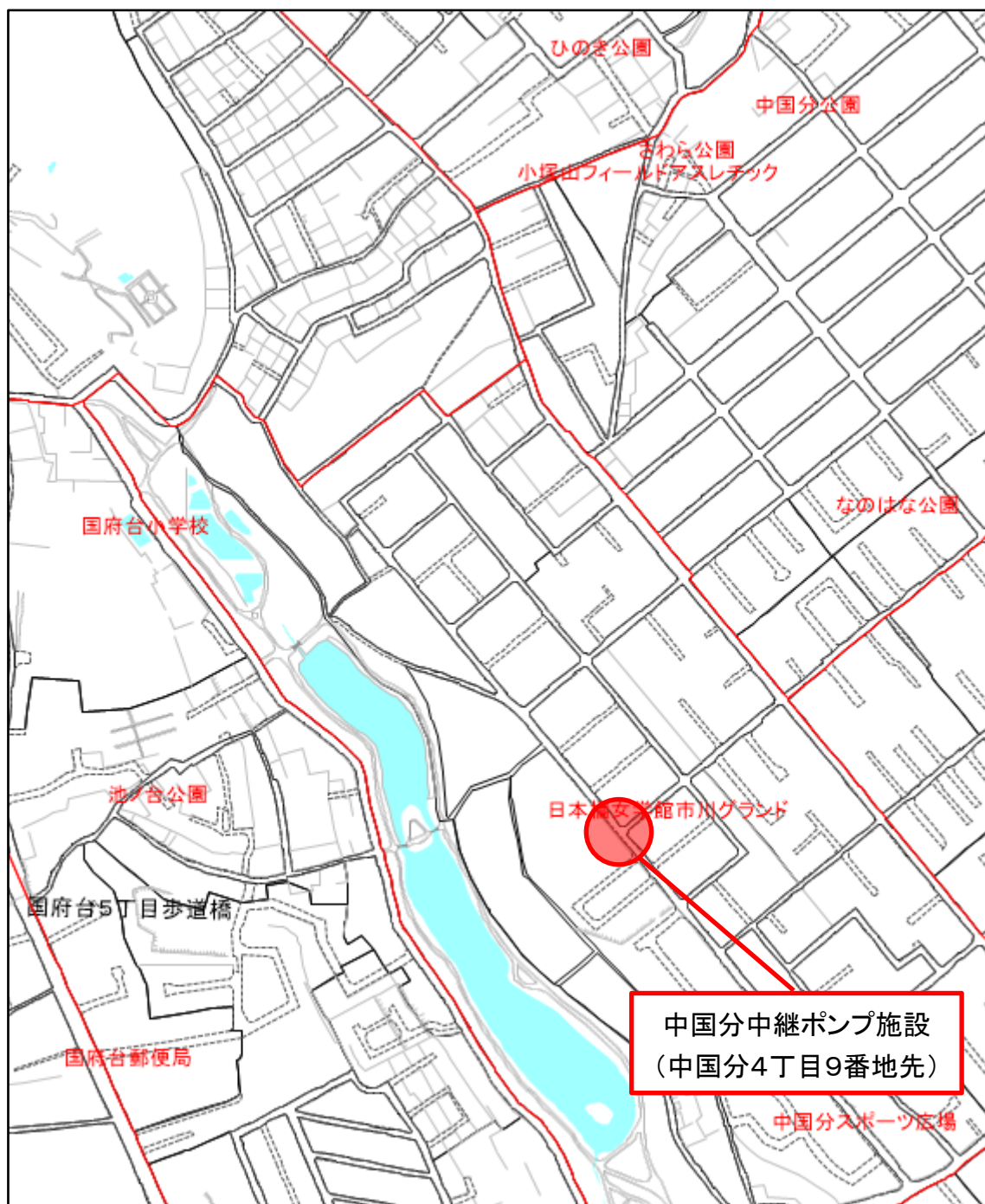
案内図

(1.大町中継第1ポンプ施設、2.大町中継第2ポンプ施設、
3.大町中継第3ポンプ施設)



案内図

(4.中国分中継ポンプ施設)



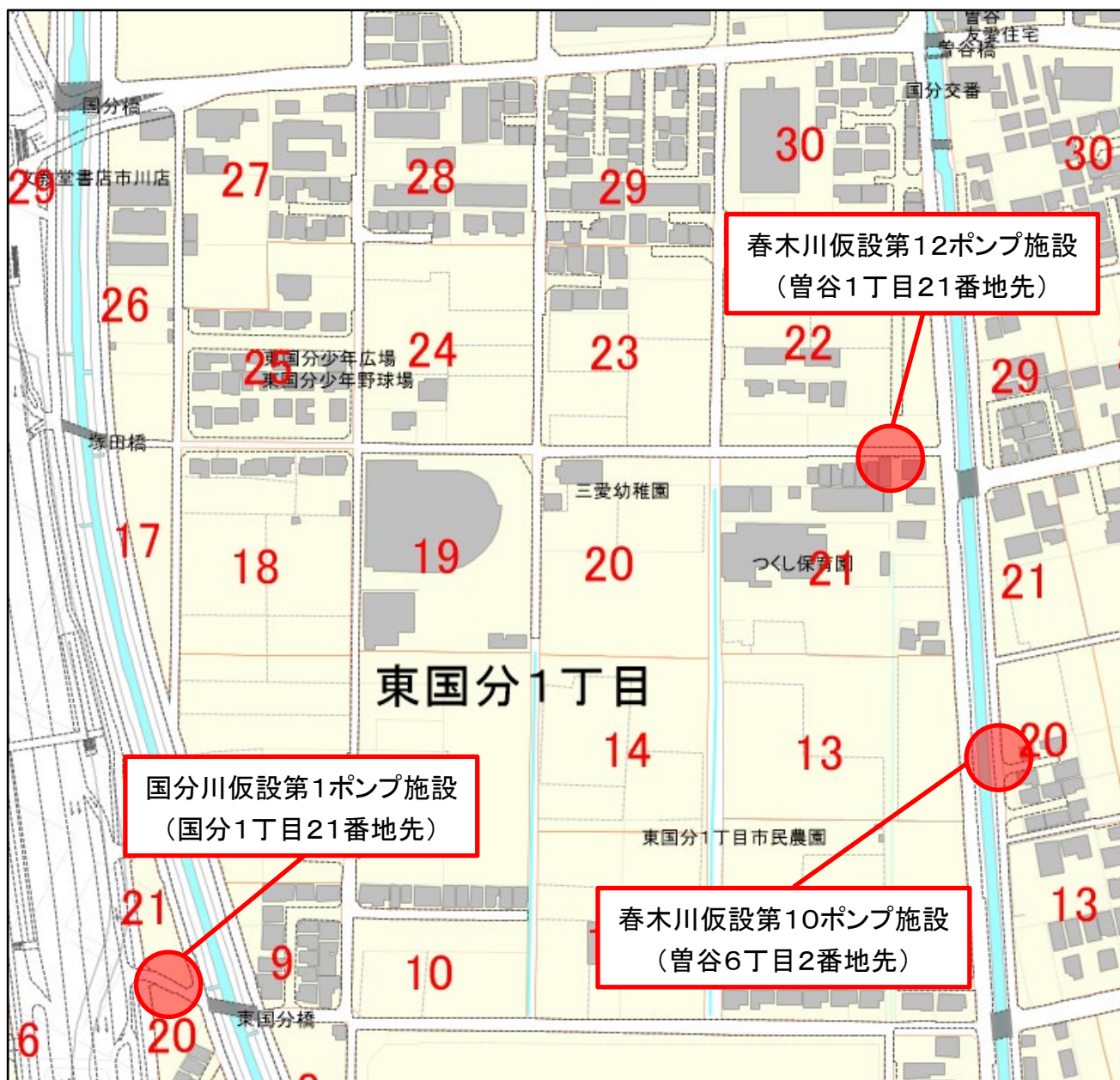
案内図

(5.春木川仮設第3ポンプ施設、8.春木川仮設第6ポンプ施設、
11.春木川仮設第9ポンプ施設、13.春木川仮設第11ポンプ施設)



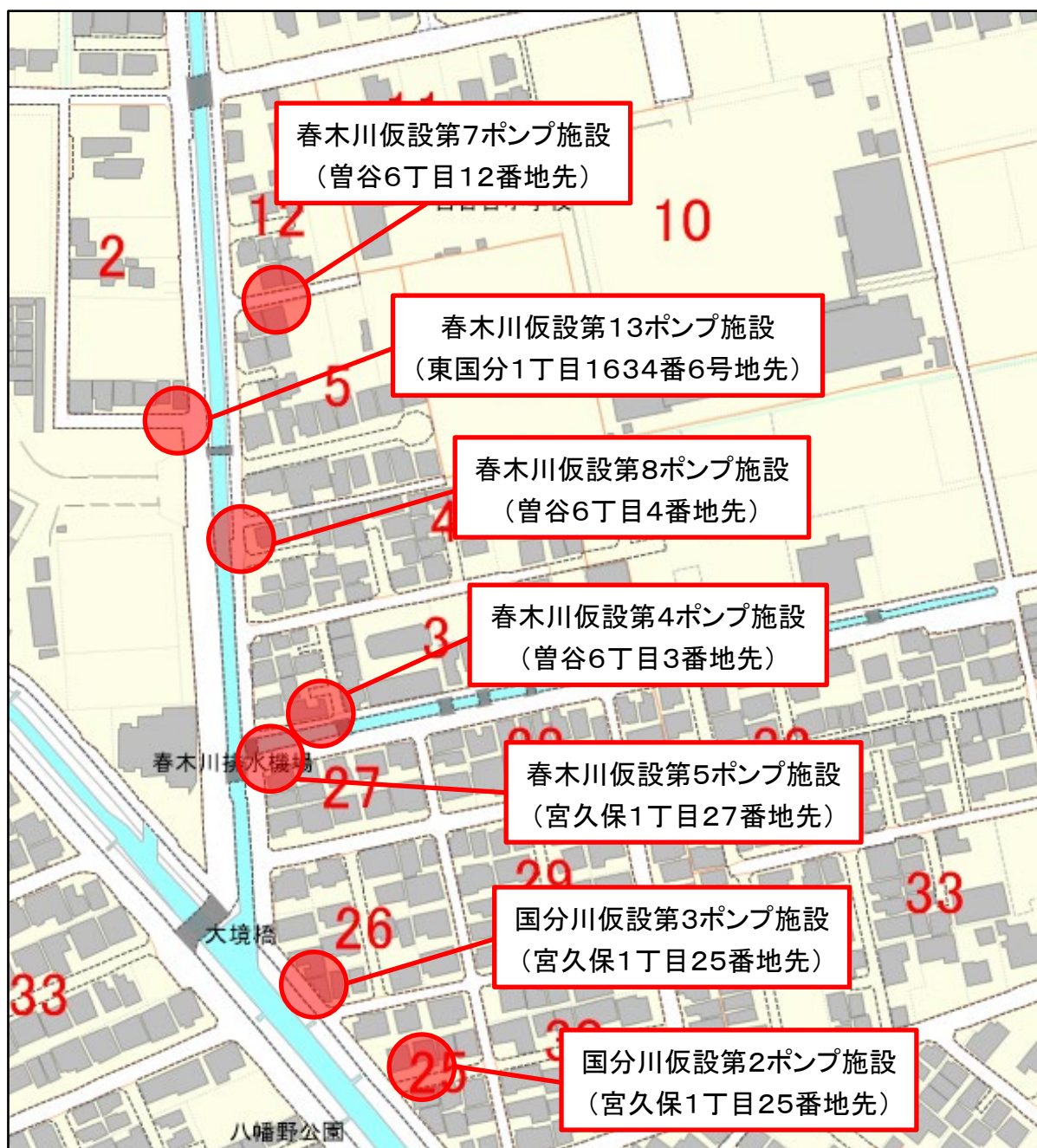
案内図

(12.春木川仮設第10ポンプ施設、14.春木川仮設第12ポンプ施設、
16.国分川仮設第1ポンプ施設)



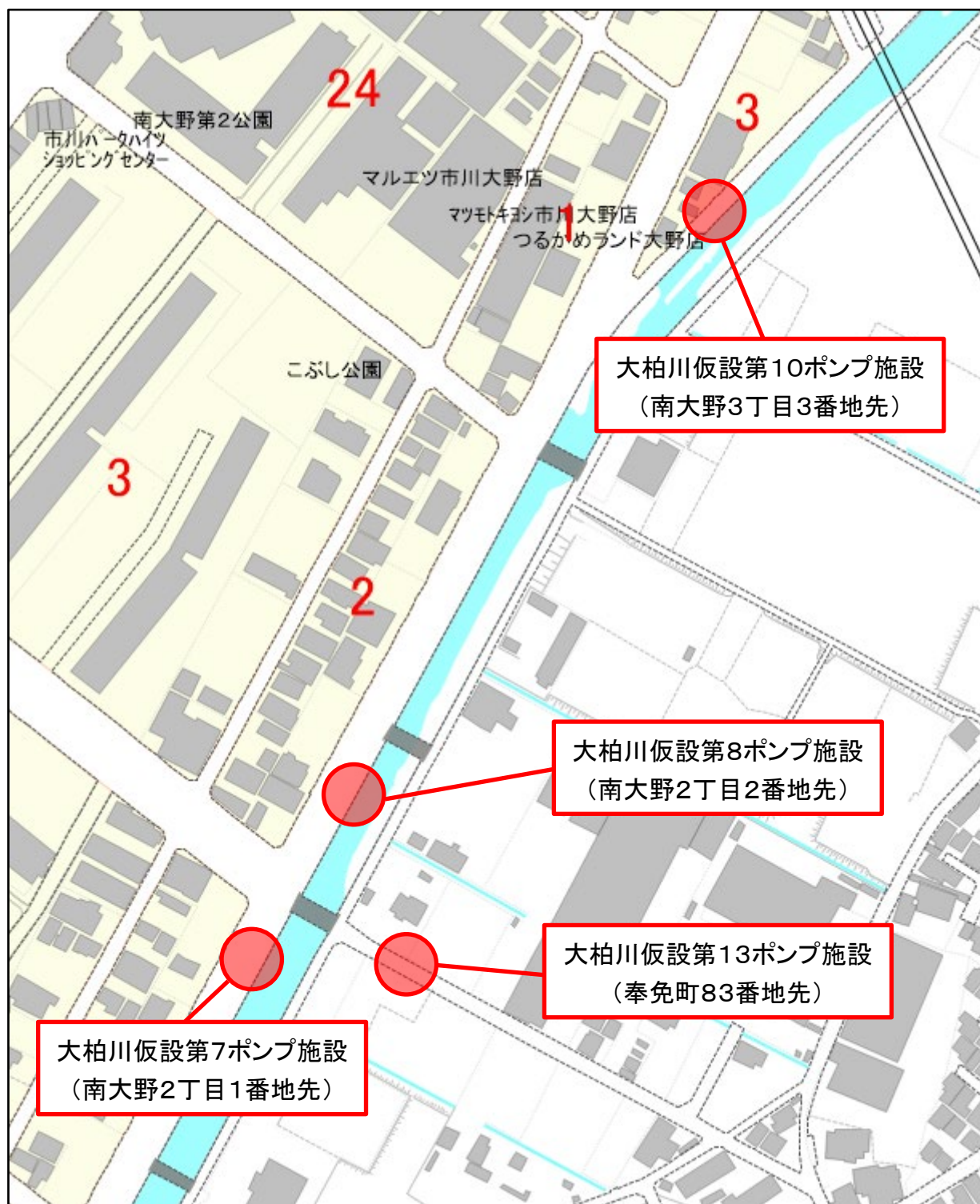
案内図

(6.春木川仮設第4ポンプ施設、7.春木川仮設第5ポンプ施設、
9.春木川仮設第7ポンプ施設、10.春木川仮設第8ポンプ施設、
15.春木川仮設第13ポンプ施設、17.国分川仮設第2ポンプ施設、
18.国分川仮設第3ポンプ施設)



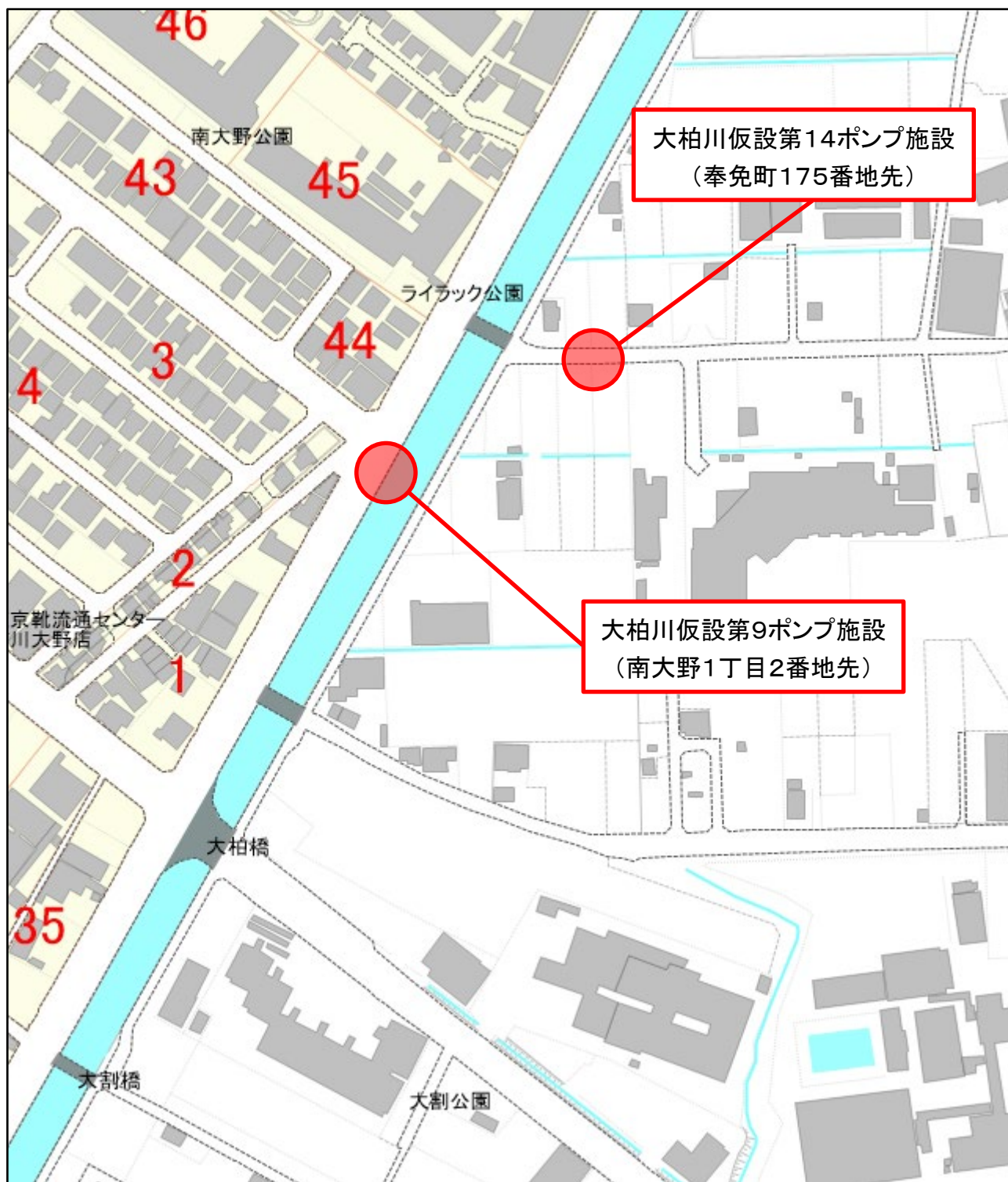
案内図

(19.大柏川仮設第7ポンプ施設、20.大柏川仮設第8ポンプ施設、
22.大柏川仮設第10ポンプ施設、23.春木川仮設第13ポンプ施設)



案内図

(21.大柏川仮設第9ポンプ施設、24.大柏川仮設第14ポンプ施設)



案内図

(25.派川大柏川仮設第1ポンプ施設、26.派川大柏川仮設第2ポンプ施設、
29.派川大柏川仮設第5ポンプ施設、30.美里苑中継ポンプ施設)



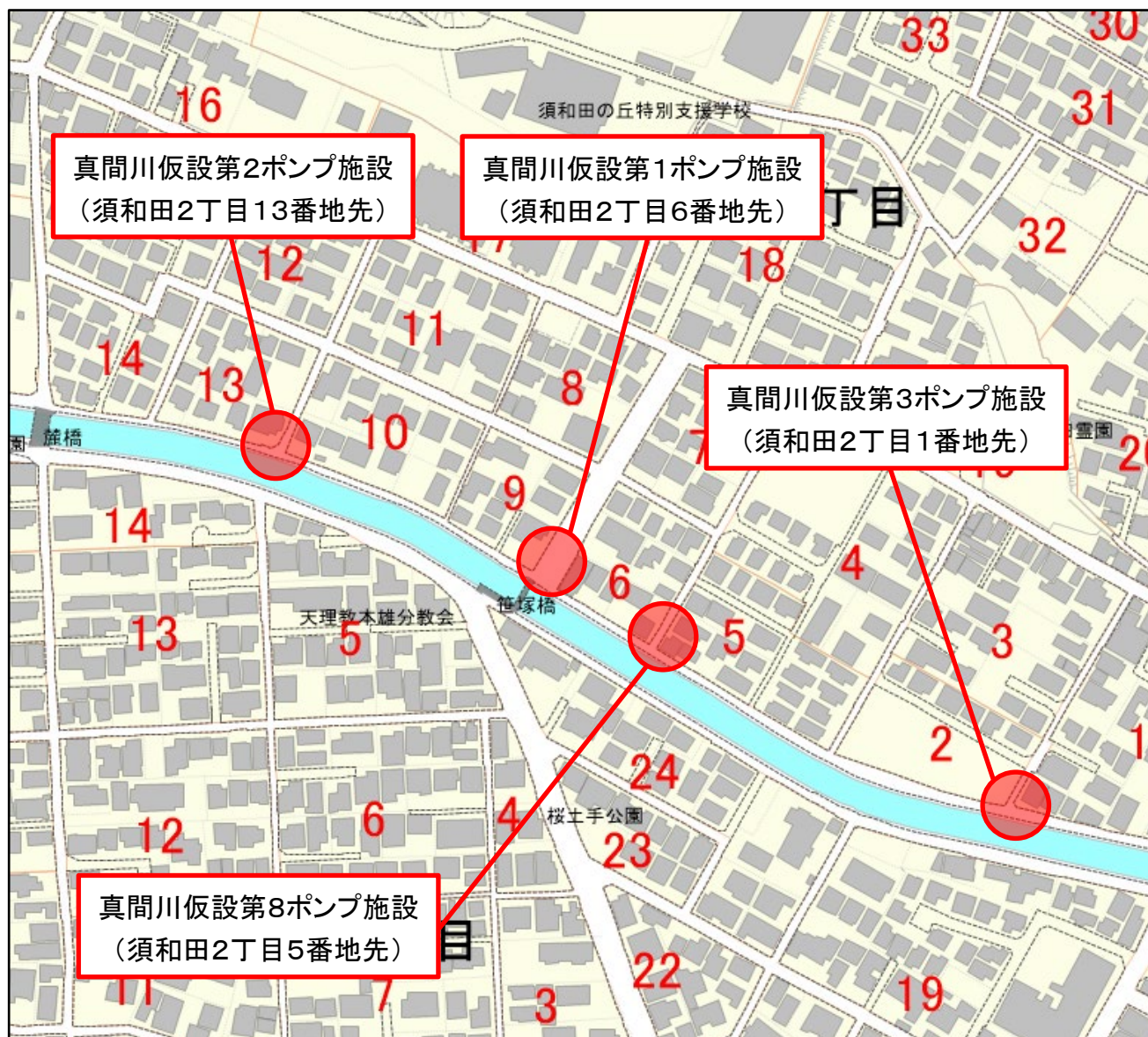
案内図

(27.派川大柏川仮設第3ポンプ施設、28.派川大柏川仮設第4ポンプ施設、
31.東菅野マンホールポンプ)



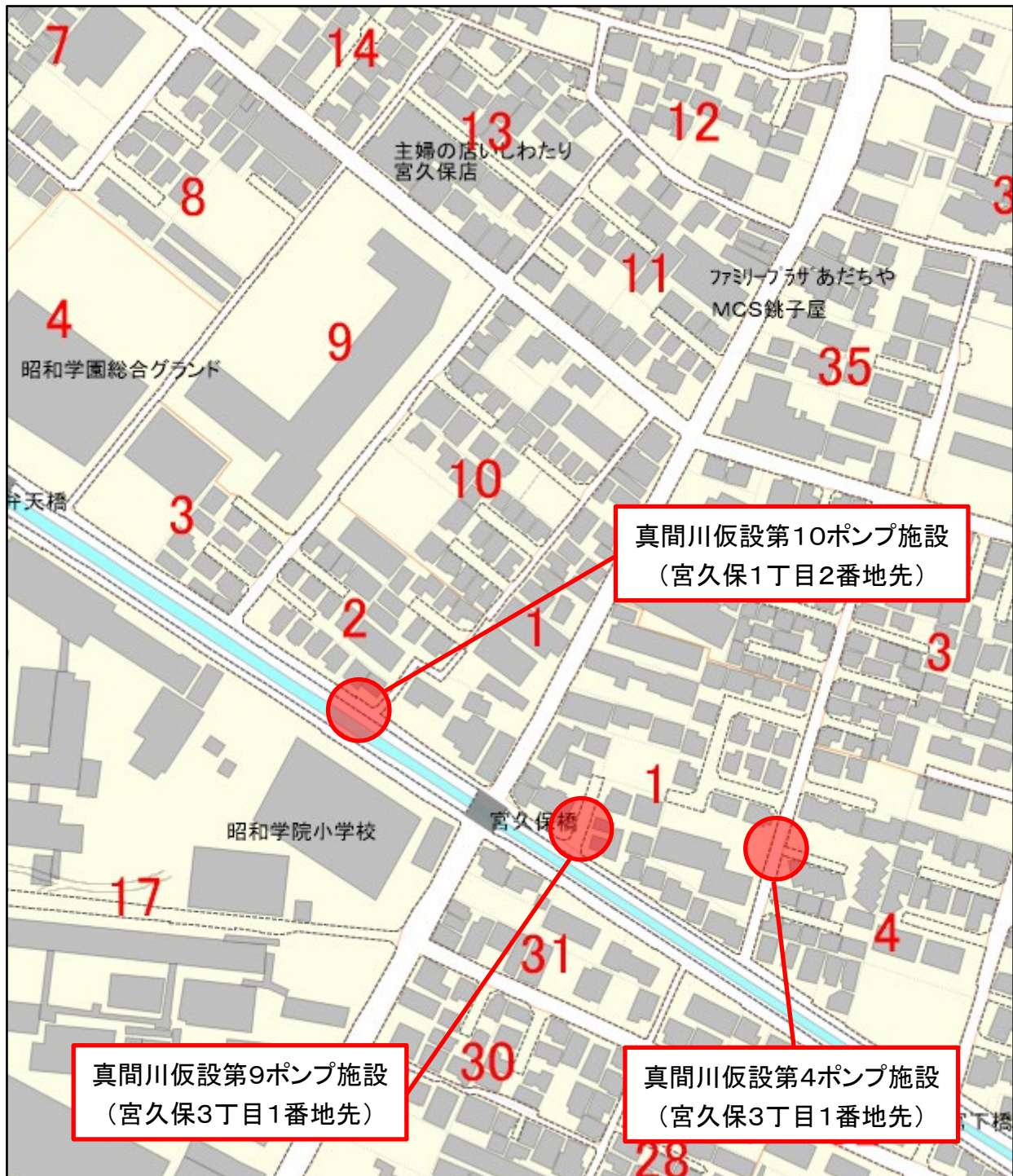
案内図

(32.真間川仮設第1ポンプ施設、33.真間川仮設第2ポンプ施設、
34.真間川仮設第3ポンプ施設、38.真間川仮設第8ポンプ施設)



案内図

(35.真間川仮設第4ポンプ施設、39.真間川仮設第9ポンプ施設、
40.真間川仮設第10ポンプ施設)



案内図

(36.真間川仮設第5ポンプ施設、42.曾谷用水仮設第1ポンプ施設、
43.曾谷用水仮設第2ポンプ施設、44.曾谷用水仮設第3ポンプ施設)



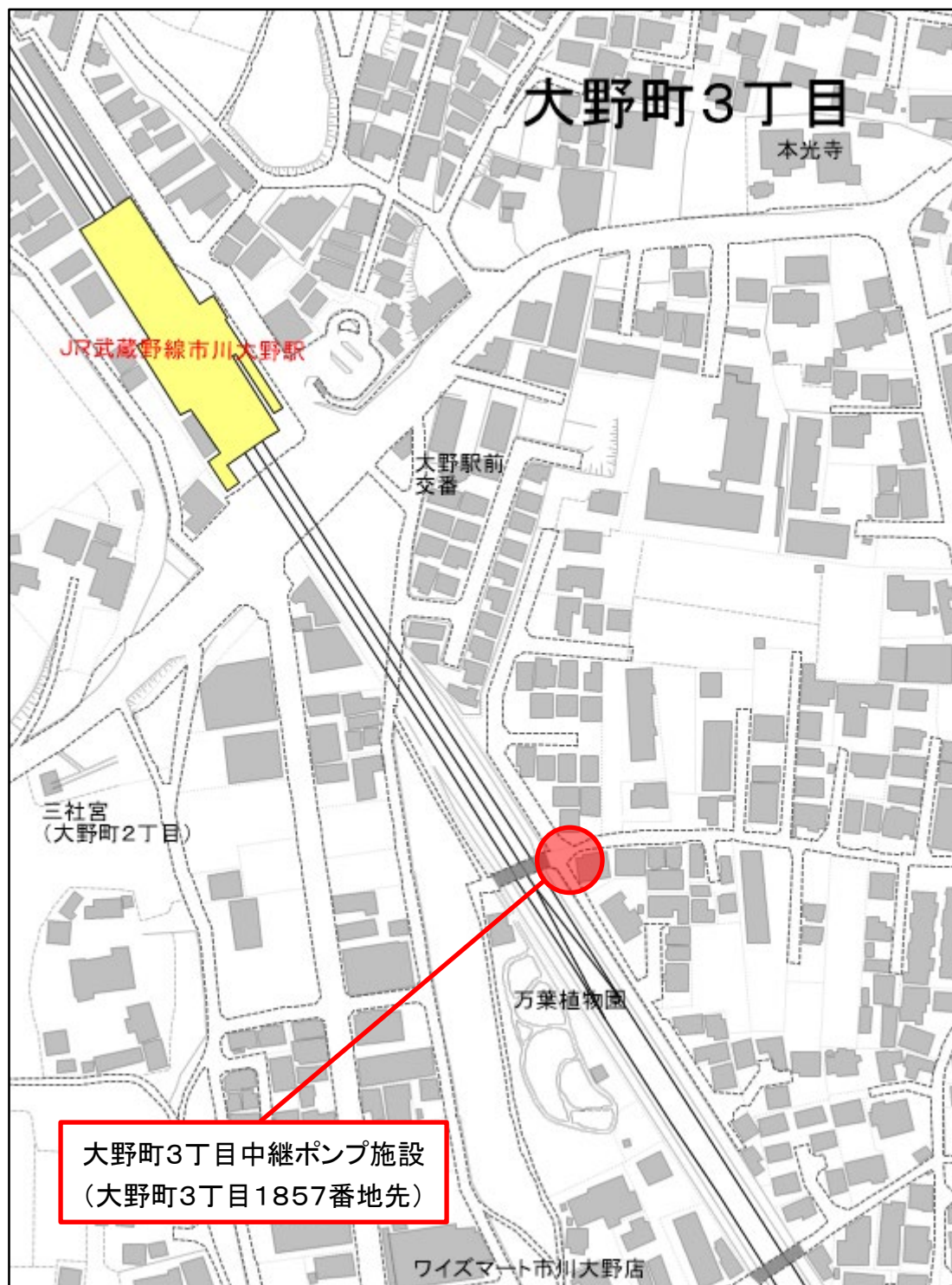
案内図

(37.真間川仮設第6ポンプ施設、41.八幡6丁目仮設第1ポンプ施設)



案内図

(45.大野町3丁目中継ポンプ施設)



案内図

(46.香取マンホールポンプ施設、48.相之川中継第3ポンプ施設)



案内図

(47.新井中継第2ポンプ施設)



案内図

(49.河原中継第1ポンプ施設、50.河原中継第2ポンプ施設、
51.河原中継第3ポンプ施設)



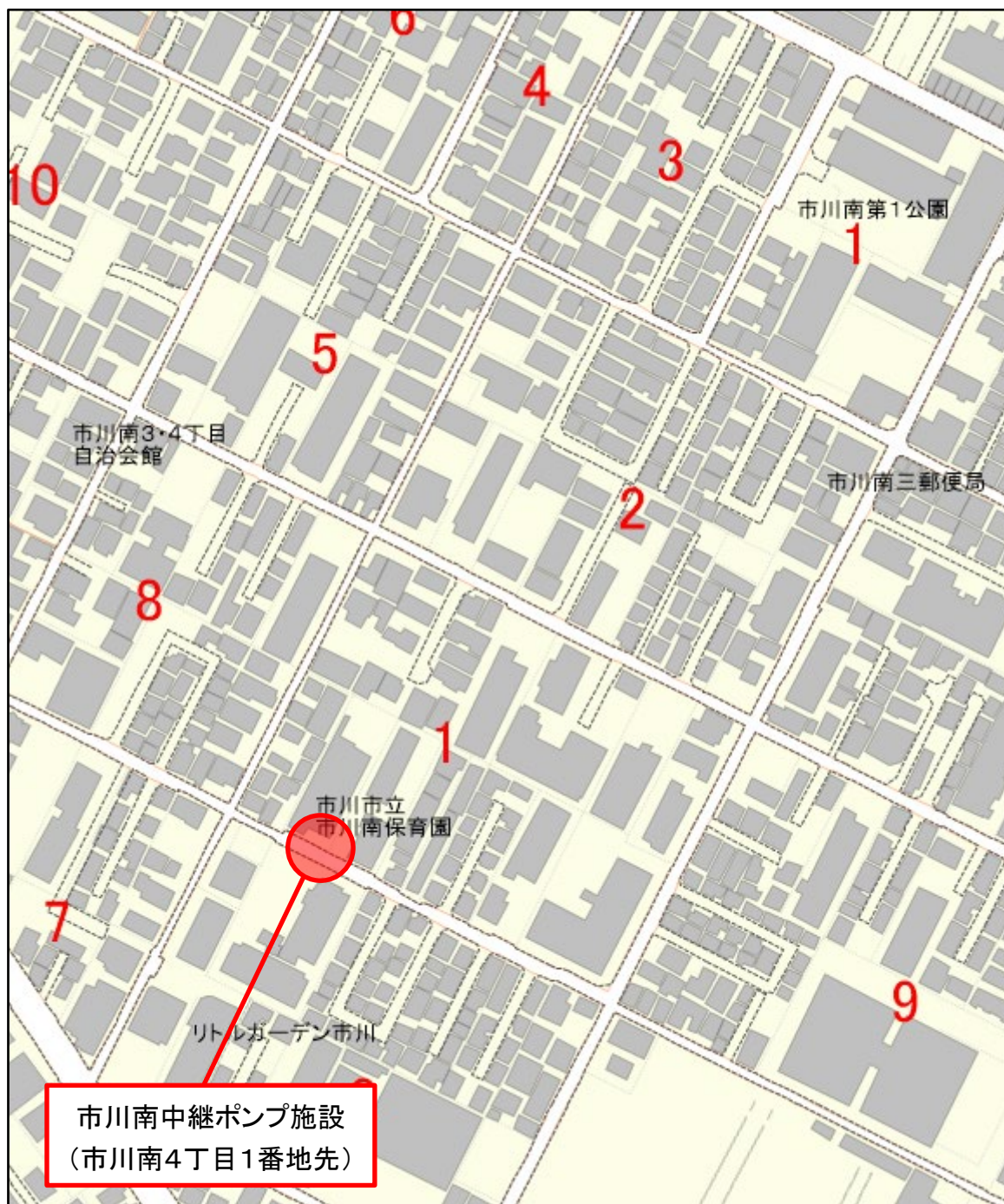
案内図

(52.大洲中継ポンプ施設、53.大洲中継第2ポンプ施設)



案内図

(54.市川南中継ポンプ施設)



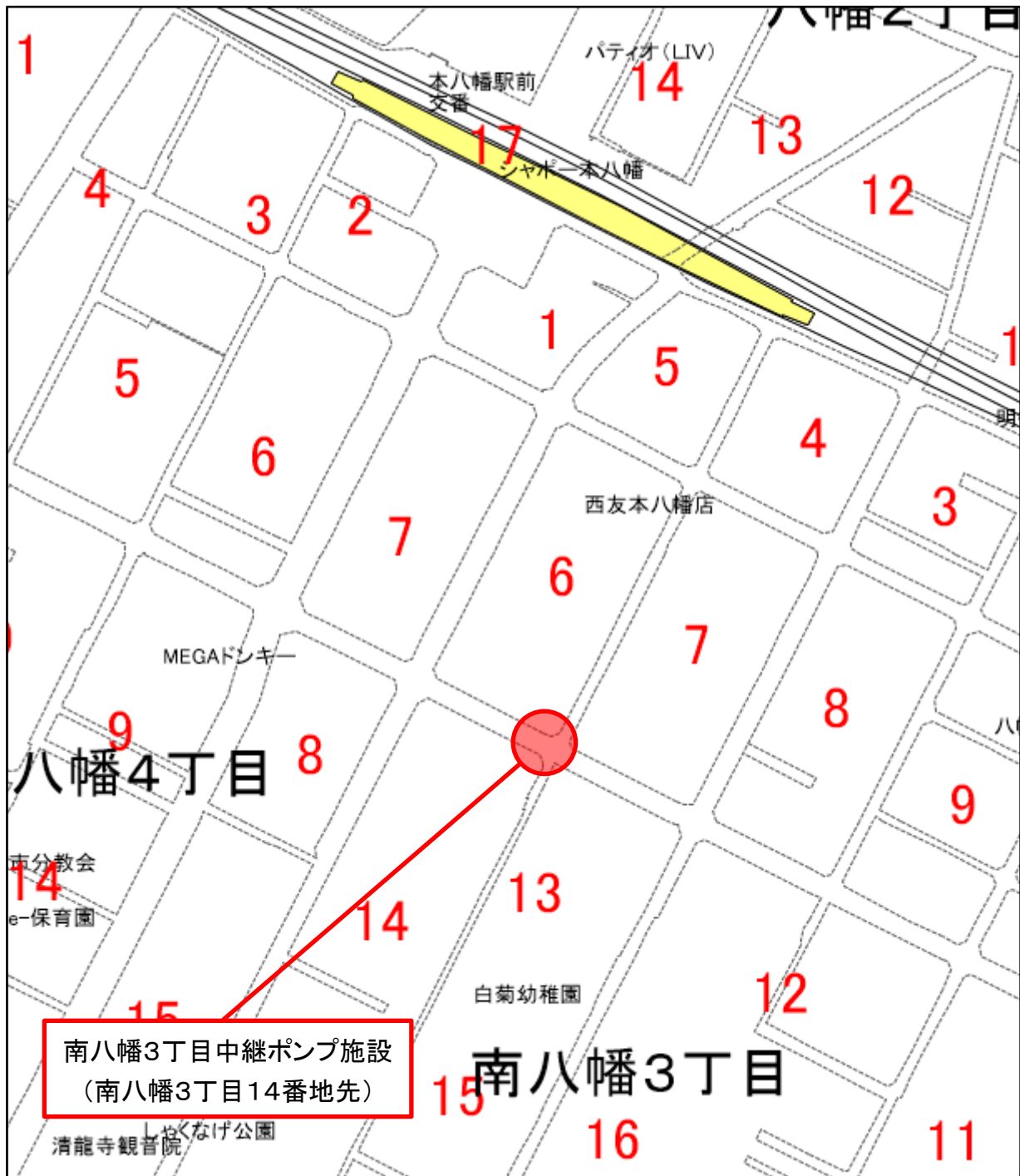
案内図

(55.新田4丁目中継ポンプ施設、56.新田2丁目中継ポンプ施設)



案内図

(57.南八幡3丁目中継ポンプ施設)



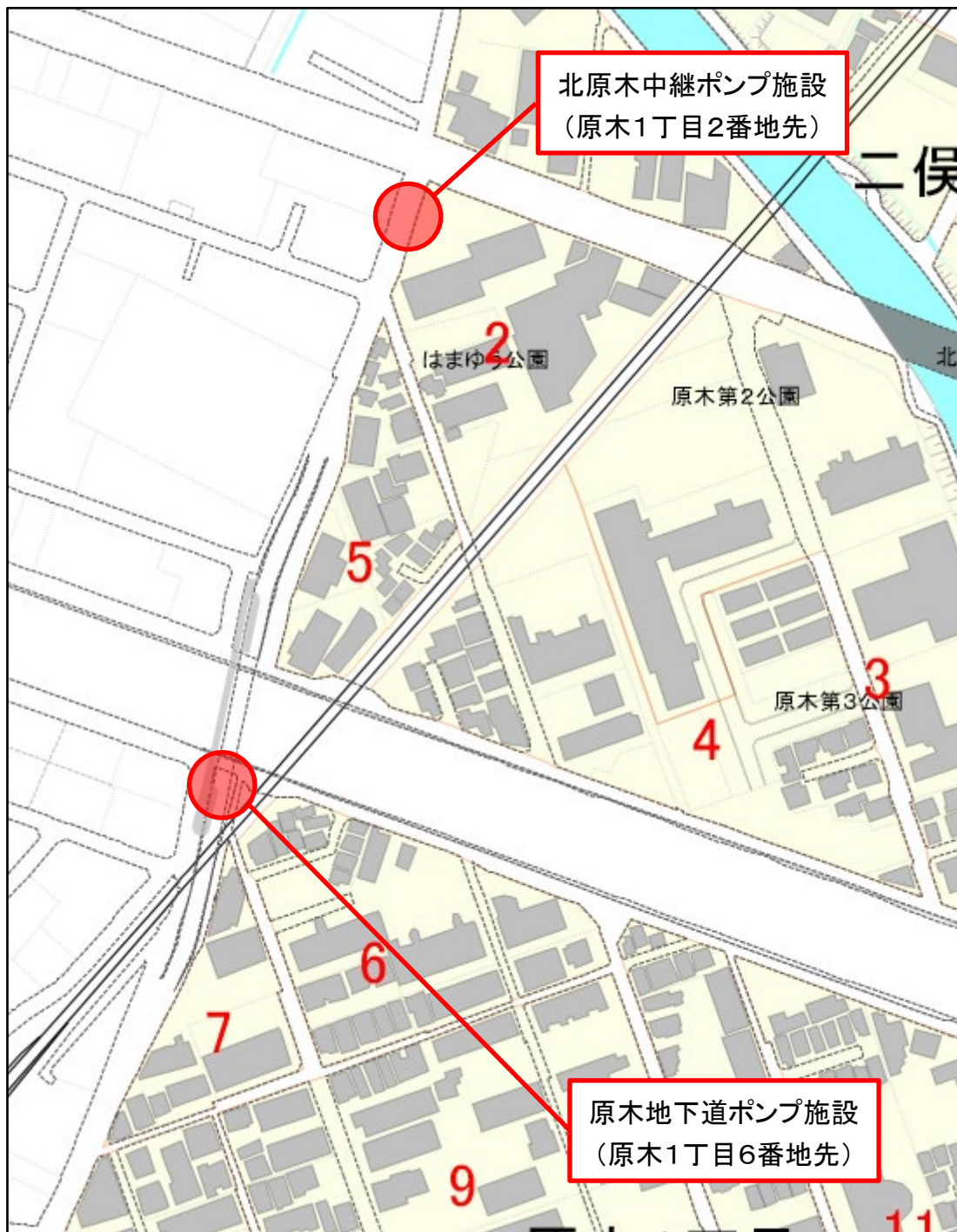
案内図

(58.真間川仮設第7中継ポンプ施設、69.鬼越仮設ポンプ施設)



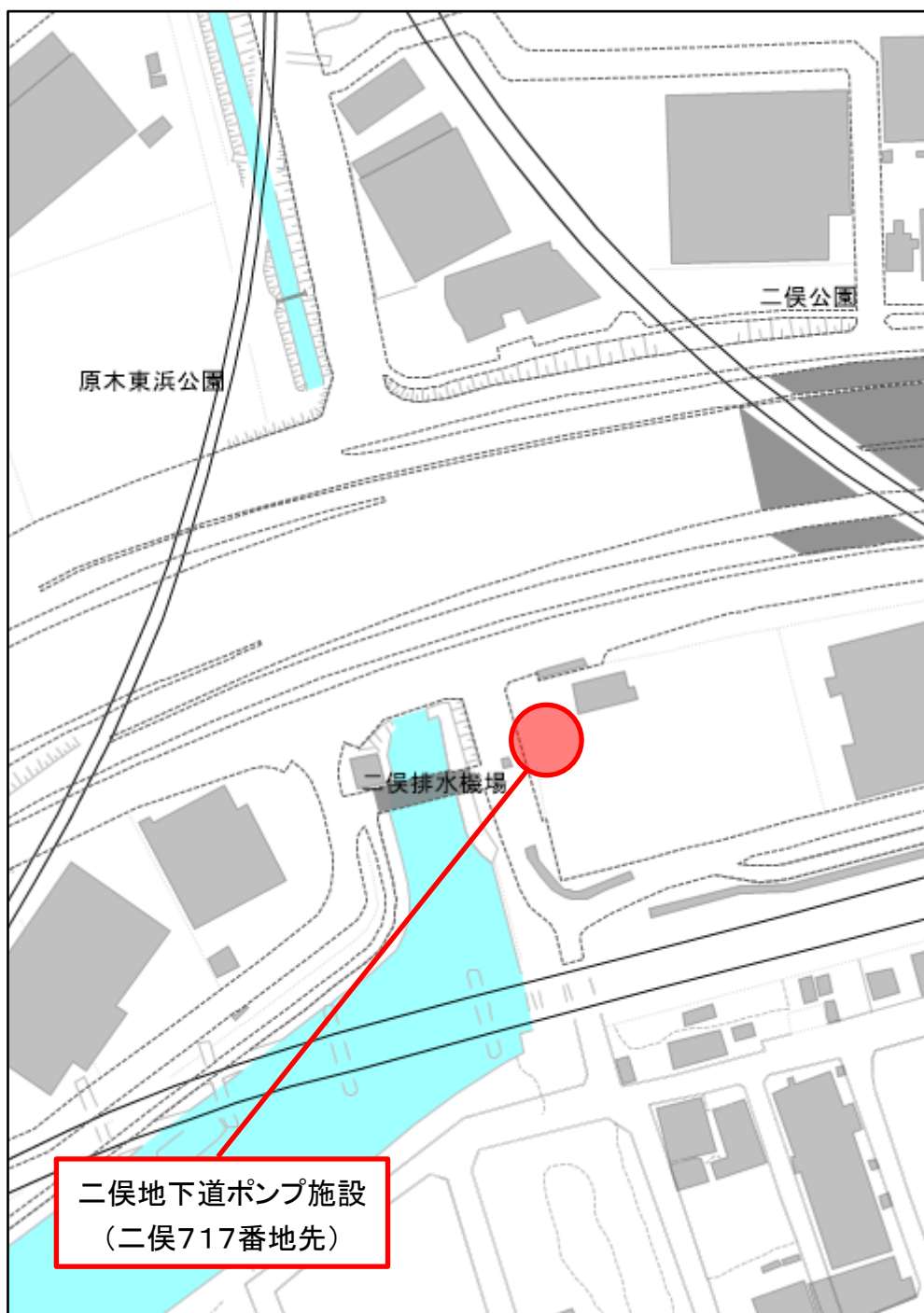
案内図

(59.原木地下道ポンプ施設、68.北原木中継ポンプ施設)



案内図

(60.二俣地下道ポンプ施設)



案内図

(61.行徳駅前中継ポンプ施設)



案内図

(62.田尻中継第1ポンプ施設)



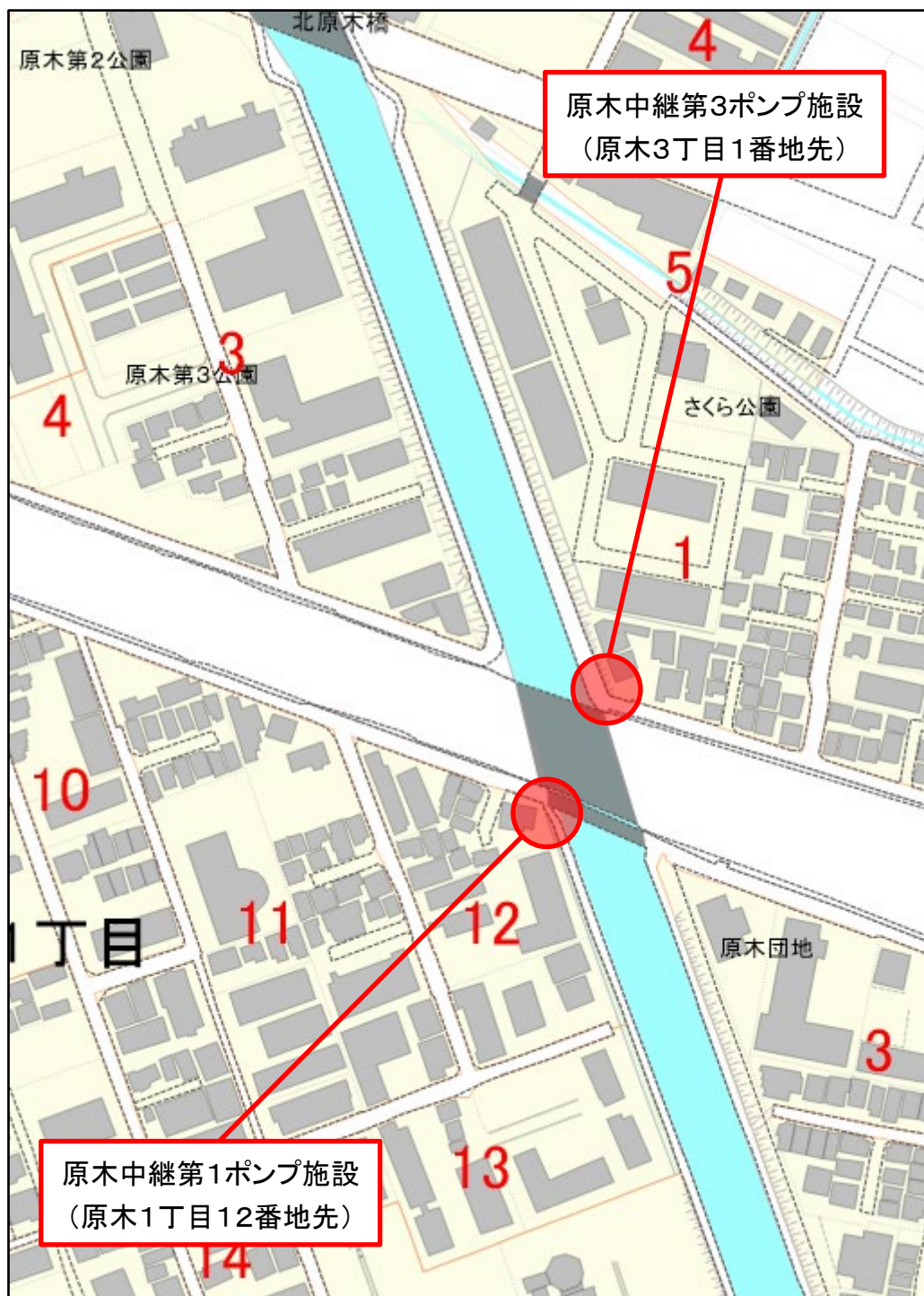
案内図

(63.鬼高中継ポンプ施設)



案内図

(64.原木中継第1ポンプ施設、65.原木中継第3ポンプ施設)



案内図

(66.原木1丁目仮設ポンプ施設)



案内図

(67.二俣仮設ポンプ施設)



案内図

(70.原木2丁目中継ポンプ施設)



案内図

(71.田尻4丁目マンホールポンプ施設)



写真管理基準

区 分		写真管理項目			備 考
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出条件	
安全管理	委託看板	設置状況	1回以上	代表箇所1枚	一般通行人の見やすい場所に件名、施行場所、期間、事業主体名、電話番号等を記入。
	各種保安施設	設置状況	毎月1回以上	保安施設毎1枚	
	交通誘導員	配置状況	毎月1回以上	適宜	
	新規入場者教育	新規入場者教育	実施時	代表箇所1枚	
	日々のKY活動	日々のKY活動	毎月1回以上	適宜	
	安全対策	安全対策	対策ごと	対策ごと1枚	仕様書に明記されたほか独自に行った対策を含む。
	過積載防止	積込状況	1回以上	代表箇所1枚	発生材等
		処分状況	1回以上	代表箇所1枚	
使用重機	使用重機	車両	車両毎に1回	適宜	
除草・ 抜根	全景	施行前(全景)	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	施行箇所全体が分かるように撮ること
		施行後(全景)			
	作業状況	施行前	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	
		施行中			
		施行後			
	出来高	施行前	各施設毎	各施設毎	監督職員から臨場の申し出があった場合は、それを拒むことはできない。
		施行後			
	運搬状況	搬出状況	搬出時1回以上	搬出時1回以上	車両のナンバープレートを映すこと
		処分場到着時	搬出時1回以上	搬出時1回以上	運搬車両とともに処分場の場所が分かること
		積み込み状況	搬出ごと	搬出ごと	積荷状況を撮影する 各施設当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること ※バックカー車による積み込みの場合は、積み込む除草を監督職員と一緒に映す
浚渫	全景	施行前(全景)	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	施設内全体が分かるように撮ること
		施行後(全景)			
	作業状況	施行前	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	
		施行中			
		施行後			
	出来高	施行前	各施設毎	各施設毎	積荷状況を撮影する 各施設当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること ※バックカー車による積み込みの場合は、積み込む除草を監督職員と一緒に映す
		施行後			
	運搬状況	搬出状況	搬出時1回以上	搬出時1回以上	車両のナンバープレートを映すこと
		処分場到着時	搬出時1回以上	搬出時1回以上	運搬車両とともに処分場の場所が分かること
		積み込み状況	搬出ごと	搬出ごと	積荷状況を撮影する 各施設当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、**廃棄物情報の提供に関するガイドライン(令和7年12月 環境省 環境再生・資源循環局)**
添付資料2 廃棄物データシート(WDS)の記載方法を参照ください。
※3 一品目に対して、一枚作成ください。

1	作成年月日	2026年1月5日		記入者 西野 佳知	
2	排出事業者の名称等	名称	市川市	所属	下水道部 河川・下水道管理課
		所在地	〒 272-8501 市川市八幡1丁目1番1号	担当者	西野 佳知 TEL 047-712-6354 FAX 047-712-6355
3	廃棄物の名称	無機汚泥			
4	廃棄物の発生工程 ☐ 工程図等添付	ポンプピット内から発生する無機汚泥			
5	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石綿含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銲さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害)			
6	特定有害廃棄物 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) アルキル水銀 (×) トリクロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン			
7	廃棄物の 組成・成分情報 ☐ 情報伝達が義務付け られている 危険・有害物質	物質名又は品名		量・濃度	CAS登録番号
	☐ その他主要成分				
8	その他含有物質 ○:含有 ×:非含有 △:含有の可能性あり	(×) 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) アンチモン (×) その他 ()			

9	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質 ☐ 有 ・ ☒ 無	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)
10	有害特性 ☐ 有 ・ ☒ 無 ☐ 不明 参考	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()
11	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ☐ 固形 ☒ 泥状 ☐ 液状 → 粘性 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強) 臭気 ☒ 無 ☐ 有 → ☐ 弱 ☐ 中 ☐ 強 (臭気種類:) 色 () 比重 () pH () 沸点 () 融点 () 発熱量 () 水分 (%)
12	品質安定性	経時変化(☐ 有 ・ ☒ 無) 有る場合は具体的に記入 ()
13	荷姿	☐ 容器 () ☒ 車両 (バキューム車) ☐ その他 ()
14	排出頻度 数量	頻度: (☐ スポット ☒ 継続予定) 数量: (150) ☐ kg ☐ t ☐ リットル ☒ m³ ☐ 本 ☐ 缶 ☐ 袋 ☐ 個 / ☐ 年 ☐ 月 ☐ 週 ☐ 日
15	特別注意事項 保護具 応急処置 漏洩時措置 火災時措置 その他 ☐ 有 ☐ 無	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ☐ ガスマスク着用 → ガスマスク種類 () 吸収缶種類 () ☐ 保護手袋 ☐ 保護メガネ ☐ その他 () ☐ 吸入時 → ☐ 新鮮な空気のある場所へ移動し安静にする ☐ その他 () ☐ 皮膚付着時 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 目に入った場合 → ☐ 多量の水で洗い流す ☐ その他 () ☐ 飲み込んだ場合 → ☐ 多量の水を飲ませ吐かせる ☐ その他 () 除去方法: ☐ 吸着マット・ほうき・スコップで回収する ☐ その他 () 除去作業時の注意: ☐ 廃棄物に触れないようにする ☐ その他 () 水による消火 ☐ 可 ☐ 不可 → 消火方法 ()
16	その他の情報	SDS (☐ 有 ・ ☒ 無) 分析表 (☐ 有 ・ ☒ 無) サンプル (☐ 有 ・ ☒ 無) 有の場合 → ☐ 均一 ☐ 不均一 ☐ 疑似サンプル 写真 (☐ 有 ・ ☒ 無) その他 (☐ 有 ・ ☒ 無) 具体的には → ()

<変更履歴／内容確認欄>

No.	日付	区分	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容／備考

事業の透明性に係る情報項目

	情報項目	適 用		備 考
		収集 運搬	処分	
1	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○	中間処理施設、最終処分場について作成
2	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程		○	中間処理施設、最終処分場について作成
3	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○		産業廃棄物の種類ごと
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○	産業廃棄物の種類ごと
4	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		○	焼却・廃石綿等溶融・P C B 処理、最終処分の場合
5	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		○	焼却の場合

- ・「５．産業廃棄物の種類及び数量」に記載する産業廃棄物が対象
- ・詳細については、「優良産廃処理業者認定制度 運用マニュアル（改訂令和２年１０月）環境省」を参照すること。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

産業廃棄物 再生利用実績報告書

報 告 日

委 託 名

契 約 期 間

処 理 業 者

処 理 施 設 名 称

再生利用実施状況

廃棄物の種類	受入量 (t)	再生利用量 (t)	残渣・最終処分量 (t)	再生利用率 (%)	再生利用の手法
合計	0.0	0.0	0.0	#DIV/0!	